

特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版 正誤表(令和4年3月修正)

ページ	項目	誤	正
152	特定非営利活動促進法	<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用) 第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。</p>	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用) 第七十四条 第十条第一項(第三十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定による提出及び<b>第十条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。))</b>の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条<b>第四項</b>の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条<b>第三項</b>の規定による提出、第三十四条<b>第四項</b>の規定による提出、第四十三条第四項(第六十七<b>条第四項</b>において準用する場合を含む。))の規定による交付、第四十四条<b>第二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))</b>の規定による提出、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による提出、第五十八条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による申請並びに第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による申請について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。</p>
153	特定非営利活動促進法	附則(抄)	附則(令和二年一月九日法律第七二号)抄
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例	<p>(役員報酬規程等の提出) 第十条 認定特定非営利活動法人は、法第五十五条第一項の規定による書類の提出を当該認定の有効期間内の日を含む毎事業年度終了の日の翌日から三月以内に行わなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第五十五条第二項の規定による書類(法第五十四条第三項の書類に限る。))の提出を行わなければならない。 3 前二項の規定は、法第六十二条において準用する法第五十五条の規定による特例認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。</p>	<p>(役員報酬規程等の提出) 第十条 認定特定非営利活動法人は、法第五十五条第一項の規定による書類の提出を当該認定の有効期間内の日を含む毎事業年度終了の日の翌日から三月以内に行わなければならない。 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、<b>法第五十五条第二項の規定による書類の提出を行わなければならない。</b> 3 前二項の規定は、法第六十二条において準用する法第五十五条の規定による特例認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。</p>
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例	<p>(知事が行う電磁的記録による縦覧等) 第十三条 知事が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第五条第一項の規定により、法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面等の閲覧に代えてこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。</p>	<p>(知事が行う電磁的記録による縦覧等) 第十三条 知事が、<b>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第八条第一項</b>の規定により、法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面等の閲覧に代えてこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。</p>
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例	<p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存) 第十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号。以下「電子文書法」という。))第三条第一項に規定する主務省令で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))並びに第五十四条第二項から第三項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面の備置きとする。 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。</p>	<p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存) 第十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号。以下「電子文書法」という。))第三条第一項に規定する主務省令で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))並びに第五十四条第二項<b>及び第三項</b>(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面の備置きとする。 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。</p>
157	特定非営利活動促進法の施行に関する条例	<p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成) 第十五条 電子文書法第四条第一項に規定する主務省令で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十四条第二項及び第三項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面の作成とする。 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。</p>	<p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成) 第十五条 電子文書法第四条第一項に規定する主務省令で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))、第二十八条第一項、第三十五条第一項<b>並びに</b>第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による書面の作成とする。 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。</p>

特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版 正誤表(令和4年3月修正)

ページ	項目	誤	正
157	特定非営利活動促進法の施行に関する条例	<p>(委任)                      第十七条 この条例に定めるもののほか、知事が所轄する特定非営利活動法人に関し必要な事項は、規則で定める。                      附 則                      この条例は、平成十年十二月一日から施行する。                      附 則(平成十五年三月十八日条例第十号)                      1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。                      2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第四条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは「毎年」とする。                      附 則(平成十八年三月二十八日条例第十号)                      この条例は、平成十八年四月一日から施行する。                      附 則(平成二十年十月十四日条例第四十八号)                      この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。                      附 則(平成二十三年十二月二十七日条例第五十九号)                      この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。                      附 則(平成二十四年五月二十五日条例第三十七号)                      この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。                      附 則(平成二十八年十一月二十二日条例第五十三号)                      この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。                      附 則(令和三年二月十二日条例第一号)                      この条例は、令和三年六月九日から施行する。</p>	<p>(委任)                      第十七条 この条例に定めるもののほか、知事が所轄する特定非営利活動法人に関し必要な事項は、規則で定める。                      附 則                      この条例は、平成十年十二月一日から施行する。                      附 則(平成十五年三月十八日条例第十号)                      1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。                      2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第四条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは「毎年」とする。                      附 則(平成十八年三月二十八日条例第十号)                      この条例は、平成十八年四月一日から施行する。                      附 則(平成二十年十月十四日条例第四十八号)                      この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。                      附 則(平成二十三年十二月二十七日条例第五十九号)                      この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。                      附 則(平成二十四年五月二十五日条例第三十七号)                      この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。                      附 則(平成二十八年十一月二十二日条例第五十三号)                      この条例は、<u>特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)の施行の日から施行する。</u>  <u>附 則(令和元年十一月二十二日条例第十四号)</u>  <u>この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。</u>                      附 則(令和三年二月十二日条例第一号)                      この条例は、令和三年六月九日から施行する。</p>
163	組合等登記令(抄)	別表(第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係)	別表(第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、 <del>第十四条</del> 、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係)